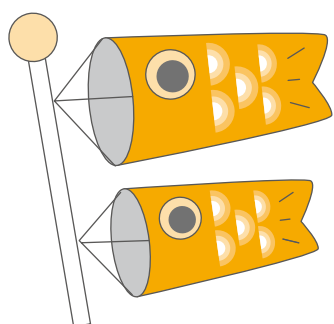


いたくら 社協だより

ITAKURA 安心して暮らせるまちづくり

No.106 2019.5



☆ 主な記事 ☆

- 令和元年度基本方針……………P 2
- 令和元年度事業計画・予算……………P 3
- 総合老人福祉センター・学童クラブ及び福祉事業…P 4
- デイサービスセンター……………P 5
- 小規模えがお……………P 6
- 支援センター&障害者デイサービスセンター…P 7
- お知らせ／掲示板……………P 8

令和元年度 板倉町社会福祉協議会事業計画

—— 基 本 方 針 ——

近年、地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、生活困窮や孤立など様々な生活課題が深刻化しています。このように、社会環境の変化を背景として、私たちの暮らしや価値観も多様化し、地域住民相互の社会的つながりは希薄になりつつあります。

今後の地域支え合いの再編を目指す「地域共生社会」の実現に向け、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、他機関協働による総合的な相談体制づくり等、地域福祉を軸とした国の施策の方向性が示されています。

社会福祉協議会は、「地域福祉を推進する中核的な団体」「地域福祉の推進役」として、地域の課題、住民の生活課題への対応と解決に向けた取り組みを、地域住民やボランティア、福祉・保健等関係者、行政機関と連携・協力して行う必要があります。

介護保険事業においては、独立採算の経営理念のもと効率的かつ効果的で適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスの提供に努力いたします。

本年度は、「地域福祉活動計画」策定に向け、これまでの事業の課題整理を行いながら、町が掲げる「みんなが安心して暮らせるまち」の実現に努めることを基本方針として、次に掲げる事業を展開します。

—— 事 業 計 画 ——

1. 法人運営事業の推進

- (1) 本会の事業目的達成及び福祉課題解決のための理事会、評議員会の開催
- (2) 健全な包括的な運営のため、実効性のある監査会の実施
- (3) 役員・評議員・職員の先進地視察研修
- (4) 職員の資質向上を目的とした多角的で計画的な研修の実施
- (5) 職員の業務改善、意欲、能力向上に資する人事評価のため「業務目標及び評価制度」の導入
- (6) 改正労働基準法を遵守した適正就業に努める
- (7) 自主財源（会費、寄付金、共同募金配分金）の拡大確保
公費財源（補助金、委託金）の安定確保
- (8) 関係機関・団体等との連携、協力体制の確立

2. 社会福祉活動の啓発宣伝

- (1) 社協だよりの発行（年4回）とホームページの随時更新及び各種宣伝チラシ等を配布し情報提供に努める。
住民（会員）への社協活動の周知及び理解を図り各事業への参加者を増やすため、タイムリーな情報発信に努める。
- (2) 「いたくら福祉まつり」の開催
多くの町内外のかたに來場いただき、各施設への関心と福祉の理解を図るとともに、住民の参加促進に努める。（町と共催）

3. 社会福祉の拡大と助長

- (1) 低所得者対策
 - ・生活困窮者自立支援制度への対応
生活困窮者自立支援事業の周知、情報提供
相談支援から就労支援まで、関係機関・団体との連携により、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行う。
 - ・生活福祉資金貸付事業（県社協）
県社協担当部署と密接に連携し、資金の貸付及び償還指導を行い、民生児童委員の相談援助活動の協力を得て、当該世帯の自立を支援する。
 - ・小口生活資金貸付事業（町社協）
低所得世帯において、緊急の出費を要するため困窮している場合に無利子で生活資金を貸し付け、当該世帯の自立に向け支援指導を行い生活安定を図る。
- (2) 高齢者・身体障害児（者）福祉の増進
 - ・地域支援事業の実施（コミュニティサロンの普及強化、介護予防事業の開催）
 - ・介護用品の貸出（車椅子・ベッド）
介護保険制度上でのサービスを利用できない方等へ貸出することにより対象者の自立を助け、支援すると同時に家族の負担軽減に繋げる。
補修・衛生管理に努める。
 - ・福祉車両の貸出
障害者及び高齢者等へ福祉車両の貸出しを行い日常生活支援を図るとともに本人や家族の負担軽減に繋げる。
 - ・配食サービス事業の実施
65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯へ宅配し、安否確認も行う。
 - ・クリスマスのつどいの開催
在宅障害児（者）及びその保護者を対象に開催し、親睦、情報交換等を行う。
 - ・障害者音訳サービス事業の実施

視覚障害者等への情報提供を目的に、町広報紙及び社協だよりの音訳CDを貸し出す。

- ・合同手話奉仕員養成講習会の開催（館林市・板倉町・明和町）
聴覚障害者に対する理解と認識を深め、手話表現技術を習得し、手話奉仕員を養成することを目的とする。
- ・思いやり福祉サービスの実施
高齢者、障害（児）者を対象に、会員登録制による在宅福祉サービスを行う。
利用会員のニーズ調査を実施し、目的に応じたサービスを提供できるよう努める。
会員増加を目的とした宣伝活動を行い、新たな会員発掘に努める。
協力会員養成講座を開催し、技術・知識の向上に努める。
- ・生活支援体制整備事業の実施（町委託）
地域の中の資源を把握し、生活課題の共有・連携強化の場として「協議体」を設置し、ネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、高齢者の生活を支える体制づくりに努める。
生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターと連携して事業を実施する。
- (3) 児童福祉の増進
 - ・板倉町学童保育対策事業管理運営（町委託）
 - ・児童待機者を出さないよう学童クラブ施設の確保と状況把握に努める。
 - ・安心安全な運営を図るため、専属常勤職員を1名配置し運営強化に努める。また、利用児童増加に対応した指導員の人員配置及び確保に努める。
 - ・保護者や学校等関係機関との連携を図るとともに相談業務の充実を図る。
 - ・定期的に研修会を開催し、指導員の質の向上及び利用児童虐待防止に努める。
 - ・学童クラブ指導員の交流研修を実施し、事業内容の統一化を図る。
 - ・危機管理マニュアルを作成し、緊急時対応に努め利用児童増加に伴い安全面の充実強化を図る。
（板倉町北学童クラブ・みつばち学童クラブ1・2）
 - ・消防避難（通報・消火）訓練を年2回実施し、児童の安全管理に努める。
 - ・不審者侵入時対応訓練を実施し、児童の安全管理に努める。
 - ・学童クラブ合併に向け、安心して過ごせるよう環境整備に努める。
 - ・社会福祉協力校への活動協力援助（町内小学校、中学校、高等学校）
 - ・高齢者との交流及び福祉体験学習の開催
施設訪問を実施し交流を図る。また、災害体験施設等にて体験を行い、福祉の高揚を図る。
- (4) 福祉人材の育成
 - ・社会福祉実習生（学生）の受け入れに協力
- (5) 福祉関係団体活動支援
 - ・老人クラブ、遺族会、母子寡婦会、みずほ会、やすらぎ会、心身障害児者療育父母の会、ボランティア連絡協議会、朗読ボランティア声のリボンの事務及び運営費補助・活動への協力と援助。
- (6) ボランティアセンター事業運営の強化
 - ・ボランティア支援事業充実
ボランティア保険への加入、視察研修会開催等の支援に努める。
 - ・ボランティア相談事業強化
ボランティアコーディネーターによる依頼の相談、活動相談及び活

- ・動先紹介。
 - ・ボランティア活動情報の提供の充実
 - ・社協だよりの掲載、ホームページにより情報提供し町民の理解と協力を図る。
 - ・ボランティア養成事業
 - ・各種ボランティア人材育成の強化を図る。
- (7) 福祉相談事業の充実強化
- ・総合支援事業を展開し、「なんでも福祉相談」窓口として、「なんでも福祉相談員」を配置し、地域のかたの生活や福祉に関する困りごとを受け止め、地域福祉の充実を図る。
 - ・群馬県ふくし相談総合支援事業への参加。

4. 募金運動の推進

- (1) 赤い羽根共同募金の推進
- 誰もができるボランティア活動として、「じぶんの町を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金運動の推進に協力する。
- 募金の使途を更に明確化し、周知を図る。
- (2) 配分申請調整機能の充実
- 社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等への周知に努め、配分調整を図る。
- (3) 歳末たすけあい運動
- 歳末たすけあい実行委員会を開催し困窮世帯等への適正配分を実施する。

5. 福祉サービス利用支援

- (1) 苦情解決窓口設置事業
- 介護保険事業サービスや地域福祉サービス等の苦情に対応するため、設置済みの苦情解決責任者、第三者委員を広く周知して適切なサービスの提供に努める。
- (2) 日常生活自立支援事業
- ・認知症高齢者、知的障害・精神障害のあるかたで、判断能力が十分なかたが地域で自立した生活が送れるよう、生活支援員の協力のもと、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳などの書類の保管などの支援を行う。
 - ・全市町村社協基幹化に向けて基盤整備を行う。

6. 指定管理事業

- (1) 総合老人福祉センター
- ・受付業務、利用者証の発行等円滑な管理経営に努める。
 - ・職員の研修会の開催や調査研究を行いサービス向上に努める。
 - ・町の「健康づくりのまち」宣言に伴い、センター内の測定器具及び運動器具を活用し利用者の健康管理並びに健康維持を図る。
 - ・老朽化する施設の維持管理並びに修繕、環境整備を行い、高齢者の憩いの場としての充実を図り、仲間づくりや孤独感の解消に努める。
 - ・特別企画を開催し、入館者増を図る。
 - ・趣味嗜好を取り入れた事業活動を行い高齢者以外の方の利用の増進を図る。
 - ・売店の販売サービスの充実を図る。
 - ・周知方法（ホームページ・広報等）の徹底に努める。
 - ・バス利用の充実を図るため、運行予定表の周知に努める。
 - ・オレンジカフェ社協（月1回）を開催し、認知症の人やその家族が情報を共有し理解し合う場の普及に努める。

- ・消防避難（通報・消火）訓練を年2回実施し、入館者の安全管理に努める。
- (2) デイサービスセンター
- ・地域包括ケアシステム移行に伴い高齢者の自立支援計画の促進に努める。
 - ・年1回のアンケート調査等を実施し利用者及び事業実施の適正化に努める。
 - ・利用者へのサービス向上及び職員の質の向上に資する研修を年5回実施する。
 - ・人員配置基準に沿った職員配置及び職員確保状況の改善に努める。
 - ・災害時の対策の一環とし、備蓄食材の確保及び管理に努める。
 - ・消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。
- (3) 地域活動支援センター
- ・利用者の日常生活支援を通して、個々の能力や可能性を広げること
 - ・就労を目指す利用者への就労支援ワーカーとの連絡調整、実習等の支援を行い就労に結び付くよう支援を行う。
 - ・施設の維持管理及び修繕整備を行い、利用者が作業しやすい環境作りに努める。
 - ・職員研修の実施や研修会への積極的参加により、障がいに対する知識の向上に努める。
 - ・ボランティア配置事業協力者の拡大と、地域の方々との交流を通して障がい者への理解を図る。
 - ・利用者の賃金増に向けて事業の充実を図る。
 - ・「健康管理と運動教室」の継続実施により、運動に対する習慣及び測定器具を活用した定期的な測定をし、健康維持管理を図る。
 - ・オレンジカフェ社協（月1回）と喫茶（週1回）に協力し、接客の訓練と地域の方々との交流を図る。
 - ・消防避難訓練を継続実施し、利用者の安全管理に努める。
- (4) 障害者デイサービスセンター
- ・機能訓練を通して個々の能力維持を図る。
 - ・日常生活訓練で日々が生きがいのある充実したものとなるよう支援を行う。
 - ・家族や介護者の継続した負担軽減に努める。
 - ・消防避難訓練を継続実施し、利用者の安全管理に努める。

7. 社協独自事業

- 小規模多機能施設「えがお」の管理経営
- ・10年目の区切りとして、利用状況及びサービス提供の適正化に努める。
 - ・利用者へのサービス向上及び職員の質の向上に努める。
 - ・空きベッド等を有効活用することにより、在宅介護を行う町民の支援に努める。
 - ・年5回以上の職員研修会を開催し、利便性の向上及び虐待防止に努める。
 - ・危機管理を徹底し、利用者の安全管理に努める。
 - ・災害時の対策の一環とし、備蓄食材の確保及び管理に努める。
 - ・消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。
 - ・年6回の推進会議を開催し、円滑な小規模多機能施設運営を行う。
 - ・他の地域密着サービスや町との連携強化に努める。

8. 企画・調査研究事業

- (1) 行政と連携し、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」の策定
- (2) 成年後見制度に関する調査研究

令和元年度 板倉町社会福祉協議会歳入歳出予算

(単位:円)

収 入	
勘定科目	予算額
会費収入	3,881,000
経営経費補助金収入	34,086,000
受託金収入	60,387,000
貸付事業収入	800,000
事業収入	8,320,000
介護保険事業収入	160,479,000
保育事業収入	19,305,000
受取利息配当金収入	7,000
その他の収入	439,000
合 計	287,704,000

支 出	
勘定科目	予算額
人件費支出	186,929,000
事業費支出	68,415,000
事務費支出	21,410,000
貸付事業費支出	800,000
共同募金配分金事業費	3,390,000
助成金支出	870,000
負担金支出	273,000
積立資産支出	5,617,000
合 計	287,704,000

総合老人福祉センター&学童クラブ 及び福祉事業

月	行事内容
7月	防犯訓練
8月	体験学習 (合同) 夏祭り 避難訓練
10月	ハロウィン
12月	クリスマス会
2月	豆まき
3月	お別れ会
毎月	誕生会

今年度も様々な行事を予定しています。児童達が毎日、楽しく学童に通えるよう職員一同、心掛けたいと思っております。

新年度がスタートし、北学童クラブには7名の1年生を迎え27名になり、みつばち学童クラブには10名の1年生を迎え56名となりました。

学童クラブ 年間行事予定



福祉センター

特別開館日のお知らせ

4月30日(火)～5月2日(木)は、総合老人福祉センターは特別開館となります。皆様のご来館お待ちしております。

手で語ることは「手話」に
チャレンジしてみませんか？
☆手話奉仕員養成講習会を開催します☆

「手話」は、聴覚に障がいがあるかたと多くのかたをつなぎ、共に生活するためのコミュニケーション手段の一つです。

課 程：入門課程（手話に興味のあるかた）
基礎課程（入門課程を修了したかた）

日 程：6月5日(水)～11月27日(水)
毎週水曜日 全25回

時 間：午後7時から9時

場 所：館林市総合福祉センター
(館林市苗木町2452-1)

参加費：無料

※ただし、テキスト代

対 象：町内在住・在勤で、20回以上参加できるかた
3,240円(税込)

定 員：各課程30人(先着順)

申込締切：5月24日(金)まで

申込先・問合せ：板倉町社会福祉協議会

☎ 82-3900



楽しく健康づくりをはじめませんか？
アクティブ教室参加者募集

日 時：6月5日～8月7日の毎週水曜日
午後1時30分～3時30分
全10回

場 所：中央公民館 第1会議室

内 容：①運動指導員による基礎的な体操

※初めての人でも安心して参加できます。

②健康づくりのミニ講座

募集人数：町内在住のおおむね65歳以上のかた20名(先着順・参加無料)

送 迎：送迎希望のかたは事前にご相談ください。

申込期限：5月7日(火)から受付開始

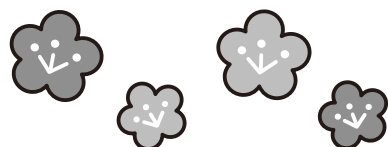
※申込者数が募集人数を超えた場合は、初めて参加されるかたを優先します。

簡単な体調確認と内容の説明を行います。

《申込先・問合せ》

板倉町社会福祉協議会(福祉センター)

☎ 82-3900





板倉町 デイサービスセンター



見学受付中です。お気軽に来所ください！

板倉町デイサービスセンターは、在宅で日常生活に介護が必要な高齢者に通所していただき、入浴や食事、レクリエーション、リハビリ等の介護サービスを提供する施設です。

住み慣れた地域、ご家庭で暮らしながら、日中を有意義に過ごしていただき、孤独感の解消や心身機能の維持向上を図ります。

また、介護されるご家族の負担を軽くしたり、ご家庭での介護知識・技術の向上を図ることも、目的としています。



デイサービスセンターでは4月初めにお花見ドライブに行ってきました。今年は天気にも恵まれドライブ前半の時期は7、8分咲きでしたが後半の時期になるにつれ満開の桜を見ることができました。車窓からのお花見でしたが「満開の さくら見物 花に酔う」と一句詠んでくれた方もおり皆様大変喜ばれていた様子でした。



お花見ドライブ



3月にはひなまつりのイベントでひなまつりにちなんだゲームを行いました。ゲーム後にはひなまつりデザートを食べ、楽しいひと時を過ごされました。

ひなまつり

	デイサービス	訪問入浴
4月	お花見・おやつバイキング	
5月	菖蒲湯・母の日 昼食バイキング	菖蒲湯・母の日
6月	そば会・おやつバイキング	
7月	七夕	
8月	スイカ割り・納涼祭	葉湯
9月	おやつツアー	
10月	福祉まつり・運動会	
11月	買い物ツアー	
12月	クリスマス会・ゆず湯	クリスマス ゆず湯
1月	書初め	年賀
2月	新年会	
3月	ひなまつり	ひなまつり
毎月	誕生会	

今年度も月ごとに行事を予定しています。
少しでも季節を感じていただけるよう、工夫を凝らし、行事を実施していきます。
デイサービス・訪問入浴のご利用者に楽しんで利用していただけるよう、職員

一丸となり頑張っていきたいので、本年度もよろしく
お願い致します。



令和元年度 年間行事予定



小規模えがお



小規模多機能型居宅介護事業所 ご存知ですか？

①「思い」や「願い」を大切にします。

介護が必要になっても、住み慣れた家や
地域で安心して暮らす事を支えます。
お年寄りの気持ちに向き合い、寄り添います。

②24時間・365日の安心をお届けします。

いつも顔なじみの職員がケアします。

③介護の困った事にお答えします。

「通い」を中心に「宿泊」「訪問」サービスを
柔軟に組み合わせ支援します。
ご本人やご家族の状況に合わせ支援内容を
調整します。

④地域の皆で支えます。

運営推進会議を開催し、地域の人達に集って
もらい、情報の交換や共有をします。



平成31年1月27日 えがお新年会の様子

小規模えがおブログ

★<http://itakuraegao.blog87.fc2.com/>
見てください

令和元年度 小規模えがお年間事業計画

月	内 容
4月	さくら花見ドライブ
5月	端午の節句 母の日 ランチ&買い物ツアー（佐野イオン）
6月	手打ちそば会 父の日 外出行事（あしかがフラワーパーク）
7月	手打ちそば会 七夕 外出行事（おやつツアー）
8月	納涼祭 すいか割り 外食（魚俊）
9月	手作り料理 外出行事（マス釣り） 敬老の日（芸能ボランティア）

その他 誕生会・おたのしみ湯は毎月実施します。

月	内 容
10月	運動会 ふくしまつり
11月	外出行事（ランチ&買い物）
12月	出前講座 クリスマス会
1月	書初め かるた大会 新年会
2月	節分まめまき バレンタインデー（手作りおやつ）
3月	ひなまつり 外出行事（おやつツアー）

地域活動支援センター & 障害者デイサービスセンター

地域活動支援センターは、就労することが困難な障がい者に創作及び生産的活動・日常生活訓練・社会との交流促進など、又就労を目指すかたには就労に向けた支援も行う通所施設です。

障害者デイサービスセンターは、在宅で日常的に支援が必要で、施設等への入所又は通所が困難なかたに対して、日常生活訓練、機能訓練、社会との交流の促進等を行う通所施設です。

プランター配置事業にご協力ください!!

年間を通して実施しているプランターの配置事業は、花植えやプランター洗い、配達
の作業を通じて働く喜びや地域の方との交流が得られ、利用者の工賃の大部分を占める
貴重な財源となっております。

現在、新規でご協力いただける方を大募集しております。

興味・関心のある方は下記までお問い合わせください。



四季折々のお花を
お楽しみください♪

- 配置回数 年4回（1回につきプランター2個配置）
- 配置料 年間8,000円
- 問合せ 板倉町地域活動支援センター ☎82-3950

※年間を通して運動教室・調理実習・喫茶なども実施。

3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月
誕生会（1～3月対象）	宿泊体験学習 ブロック別交流会 新年会	餅つき大会 初詣、書初め 誕生会（10～12月対象）	しめ縄作り クリスマス会	秋祭りバーベキュー	いたくら福祉まつり 誕生会（7～9月対象）	あいあいレクリエーション 福祉パレード参加	所外活動 まこも馬作り	親子体験学習 誕生会（4～6月対象）	工場見学 作業参観	家庭訪問 雷電神社参拝	所外活動

行事予定



餅つき大会



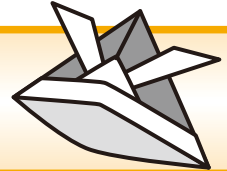
所外活動



じゃがいも植え



お知らせ／掲示板



臨時職員募集のお知らせ

- | | |
|--|--|
| <p>◆職 種
介護職員</p> <p>◆内 容
介護業務、その他付随する業務。</p> <p>◆雇用期間
採用の日々令和2年3月31日
契約更新あり(原則更新)</p> <p>◆労働条件
月給150,200円
通勤手当(2km以上)別途支給
各種保険加入(条件有)</p> <p>◆勤務日数
週5日(シフト制、応相談)</p> <p>◆就業時間
5交代制</p> <p>◆勤務日数
日勤 8時30分～17時15分
日勤1 10時00分～19時00分
遅番 13時00分～22時00分
夜勤 21時30分～7時30分
早番 6時30分～15時30分</p> <p>◆応募条件
学歴・経験・年齢不問</p> | <p>◆職 種
障害者支援員</p> <p>◆内 容
地域活動支援センター及び障害者
デイサービスセンターにおいて、
日常生活訓練、職業訓練、機能回
復訓練、介護業務。</p> <p>◆雇用期間
採用の日々令和2年3月31日</p> <p>◆労働条件
月給151,900円
通勤手当(2km以上)別途支給
各種保険加入(条件有)</p> <p>◆勤務日数
週5日</p> <p>◆就業時間
8時30分～17時15分</p> <p>◆応募条件
学歴・経験・年齢不問</p> |
|--|--|

問合せ先

板倉町社会福祉協議会 総務係
☎0276-82-3900

各種サービスのご案内

- ◎**福祉車両貸出**
車イスのまま乗ることのできる福祉車両の貸出サービスを行っています。
ちよつとしたお出かけやお買物、通院や旅行等の日常生活の利便性を図るとともに、イベント等への参加など、様々な場面でご利用ください。
- ◆**対象者**
①身体障がい者手帳を所持し、車イスで日常生活を行うかた
②高齢のため、車イスで日常生活を行うかた
③傷病等で、一時的に車イスで日常生活を行うかた
- ◆**申込書**
福祉センター内、またはHPからもダウンロードできます。
- ◆**費用** 燃料代(1km10円)
- ◎**介護用品貸出**
介護保険制度で対象とならないかたに、介護用品を貸出します。
- ◆**対象者**
①介護保険制度で非該当(自立)と認定されたかた
②介護保険制度の対象外となる身体障がい者のかた
- ◆**費用** 無料
- ◆**貸出品** 手動式ベッド、車イス
- ◎**日常生活自立支援事業**
福祉サービスの利用の援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預りサービスを生生活支援員が行います。
- ◆**対象者**
認知症高齢者、身体障がい者及び精神障がい者で判断能力が不十分なかた

◎配食サービス

65歳以上のひとり暮らしの方等にボランティアみずほ会がお弁当を届けます。

◆対象者

十分な調理及び食事が取れず健康を損ないやすい高齢者

・65歳以上のひとり暮らしのかた

・65歳以上の高齢者のみの世帯

◆費用

無料

◆**お届日** 毎月第3土曜日の昼ごろ

◎音訊サービス

町内視覚障がい者への情報提供を目的に町広報誌の音訊CDの貸出を行います。

◆**対象者** 視覚障がいをお持ちのかた

◆費用

無料

◆**貸出方法** 毎月郵送にて音訊CDを送付いたします。(要返却)

●各種お申込・お問合せは

板倉町社会福祉協議会

☎0276-82-3900

あつたかい心

奉仕銀行 寄付報告

(平成31年2月～平成31年4月末・受付順)

【寄付金】

○匿名様 金 8,800円

○板倉マツジクラブ様 金 111,393円

○有限会社 そめや様 金 100,000円

○匿名様 金 5,243円

○カラオケスタジオせきね様 金 11,613円

○石橋 政雄様 孫の手 70本

○農事組合法人 大曲ファーム様 36本

タオル

みなさまの善意に感謝します
ありがとうございました

発行

社会福祉
法 人

板倉町社会福祉協議会

〒374-0132 板倉町大字板倉3411-1417

TEL 82-3900 FAX 82-3759

URL <http://www15.wind.ne.jp/~g-itakurashakyo/>